

情報ファイル

Information

税

家屋を取り壊したら ご連絡を

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務グループまで連絡をお願いします。

平成21年中に取り壊した家屋については、平成22年度から課税されませんので、面積の大小にかかわらず連絡くださるようお願いいたします。

電話連絡も受け付けます。ただし、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をした場合は不要です。

事業を営まれている皆さんへ 償却資産申告書を 提出してください

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものをいいます。

① 構築物（建物附属設備を含む）
門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など

② 機械および装置 旋盤、ボール盤、フライス盤など

③ 船舶 ボート、漁船など

④ 航空機 セスナ、ヘリコプターなど

⑤ 車両および運搬具 手押し車、動力運搬車など（自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除きます）

⑥ 工具・器具および備品 工具類、計算機、レジスター、机、いすなど
償却資産をお持ちの方は、1月1日現在の資産所有状況を2月1日(月)までに申告してください。

なお、平成22年度償却資産申告書を、以前から事業を営まれている方に送付しましたが、平成21年中に新しく事業をはじめた方や申告書が届かなかった方は、税務グループへ連絡してください。

※ 地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用して電子申告ができます。詳しくは

エルタックスホームページ
<http://www.eitax.jp/>
サポートデスク電話番号
0570-081459

提出・問合せ先

税務グループ

募集

臨時職員募集

次のとおり各職種の臨時職員を募集します。

受付・問合せ先

子ども育成グループ
☎ 52-11111 (内線 315)

☎ 52-11111 (内線 258・242)

職種・人員		資格	勤務先	受付期限
保育所	保育士フルタイム (8時間) パートタイム (2~6時間)	20人程度 要	市内公立 保育所	1月 15日(日)
	早朝7:30~9:30 夕方15:30~18:00 (19:00) 土曜12:00~18:00 / 土曜13:00~19:00	40人程度 不問		
幼稚園 教諭	フルタイム (8時間)	5人程度 要	市内公立 幼稚園	
	パートタイム (3.5~5.5時間) 8:30~12:00 / 8:30~15:00	18人程度 要		